

議案第61号

八幡浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八幡浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
(平成24年条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービス事業者 _____ _____の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号に規定する _____条例で 定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設 している者(複合型サービス(看護小規模多機能 型居宅介護に限る。)に係る申請を行う場合に限 る。)である者とする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の申 請者の資格)</p> <p>第4条 法第115条の12第2項第1号に規定 する条例で定める者は、法人である者とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域 密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第1 15条の12第2項第1号の規定により条例で 定める者は、法人 _____ _____ _____である者とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療ニーズの高い要介護者への支援として、サービス供給量を増やす観点か
ら、診療所の参入を進めるよう医療法の許可を受けて診療所を開設している者
にも申請者の資格を認めるように、介護保険法施行規則の改正があったため。

